

総社市告示第94号

総社市路線バス運行対策補助金交付要綱（平成17年総社市告示第67号）の全部を改正する。

令和8年9月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市バス路線運行維持補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域住民の生活に必要なバス路線の運行維持を図るため、予算の範囲内において、市内にバス路線を有する乗合バス事業者に対し、総社市バス路線運行維持補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国庫補助金交付要綱」という。）及び岡山県地域間幹線系統補助金交付要綱（平成24年6月8日施行。以下「県補助金交付要綱」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、総社市総合交通戦略（以下「計画」という。）とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の地域公共交通計画として作成したものであって、同法第6条第1項に規定する協議会での議論を経て策定され、国庫補助金交付要綱第10条の規定により国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付対象となるものは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営営するものであって、計画に実施主体として記載されているもの（以下「事業者」という。）とする。

（補助対象期間）

第4条 補助金の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助金の交付を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項の会計年度をいう。）の9月30日を末日とする1年間とする。

（補助対象路線）

第5条 補助金の対象となる路線（以下「補助対象路線」という。）は、計画に記載のあるバス路線のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）県補助金交付要綱第5条に規定する系統に該当する路線であって、補助対象期間における経常収益額（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）が経常費用額（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の20分の11に満たないもの

（2）総社～新本線であって、補助対象期間における経常収益額が経常費用額に達しないもの

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象路線の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

（1）前条第1号に該当する補助対象路線 補助対象期間における経常費用額の20分の11に相当する額から経常収益額を差し引いた額に、総キロ程に対する本市分の運行キロ程の割合を乗じて得た額。この場合において、経常費用額は、事業者の1キロメートル当たりの経常費用の額と地域キロ当たり標準経常費用の額のいずれか少ない額に実車走行キロを乗じた額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

（2）前条第2号に該当する補助対象路線 補助対象期間における経常費用額から経常収益額を差し引いた額。この場合において、経常費用額は、事業者の1キロメートル当たりの経常費用の額に実車走行キロを乗じた額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請及び実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、補助対象期間終了後、総

社市バス路線運行維持補助金交付申請書兼実績報告書に市長が別に定める書類を添えて、補助対象期間の末日の属する会計年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、総社市バス路線運行維持補助金交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、総社市バス路線運行維持補助金不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(請求等)

第9条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、総社市バス路線運行維持補助金請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を支払わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(帳簿の整備及び保存)

第11条 交付決定者は、補助金に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の総社市バス路線運行維持補助金交付要綱の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後の補助対象期間における補助金について適用し、施行日の前日までの補助対象期間における補助金については、なお従前の例による。